

熊本県立芦北高等学校

生徒心得

1 生活目標

- (1) 校訓「敬愛」「勤勉」「創造」のもと、自らの夢と目標を高く持ち、前向きに挑戦する。
- (2) 主体的・創造的に学習に取り組む。
- (3) 自己と他者を認め、尊敬の念を持ち、寛容であり、人権を尊重する心や態度を育む。
- (4) 部活動や生徒会活動、ボランティア活動に意欲的に取り組む。

2 礼儀作法

- (1) 丁寧で、正しく、はっきりと品位ある言葉づかい及び所作を身に付ける。
- (2) インターネットやSNSを活用する場合は個人情報保護に努める。
正しい情報モラル、情報リテラシーを身に付ける。

3 登下校

- (1) 8時20分、朝読書開始前までに登校する。
- (2) 年間を通して午後7時までに下校する。
- (3) 交通規則を遵守し、事故のないように十分気をつける。

4 学校生活・家庭生活

- (1) 登下校時の服装は制服とする。また、生徒証明書を携帯する。
- (2) 欠席・遅刻については、8時20分までに保護者から「すぐーる」で学校に連絡する。
- (3) 始業後は学校敷地から外に出ない。
- (4) 貴重品を持ち込む場合は、各自で責任を持って管理する。
- (5) 自宅から外出する際は、保護者に行先・用件・帰宅時間を告げる。
未成年の立ち入りが禁止されている施設には立ち入らない。
- (6) 校外の催し物に参加する場合は、学校へ相談する。
必要に応じて「校外行事参加届け」を提出する。
- (7) 施設・備品等の公共物を大切に使う。汚損・破損した場合、またはこれを発見した場合は速やかに本校職員へ届け出る。
- (8) 他人の精神と身体に苦痛を与える行為はしない。

熊本県立芦北高等学校

校 則

1 生活規定

- (1) スマートフォン等を校内に持ち込む場合は、電源を切りバッグの中で保管し、許可された場所・場面のみ使用する。
- (2) 21時までには帰宅し夜間外出はしない。保護者や引率者同伴でない宿泊はしない。
- (3) 飲酒・喫煙・薬物乱用・金銭強要・窃盗等はない。また、その他法令を遵守する。
- (4) 校外で指導を受けた場合や違反や事故が起きた場合は速やかに、保護者、関係機関、学校に連絡する。
- (5) 学習活動や課外活動に必要な物、また、これに支障をきたす物は持ち込まない。
- (6) カラオケボックスやネットカフェ等の利用は保護者の責任のもととする。
- (7) アルバイトを希望する場合は、所定の手続きを行い、許可を受ける。

2 身だしなみ規定

- (1) 制服は正しく着用し、頭髮のパーマ、染色加工はしない。
装飾品は身につけない。化粧、アイプチ、カラーコンタクトはしない。
- (2) 冬服は10月から5月、夏服は6月から9月の期間を目安とする。
気候・体調に応じ各自で適宜移行する。防寒具（上衣）は場に応じて、節度を持って着用する。スラックス着用時はベルトを着用する。靴下は単色のものを着用する。

3 自転車・バイク通学規定及び自動車免許取得の規定

- (1) 自転車・バイク通学共通
 - ①保険に加入し、販売店等で安全点検を受け、通学願を提出して許可を受ける。
 - ②道路交通法や下記規定を遵守する。
 - ③ヘルメットを正しく着用する。
 - ④貸借は行わない。
- (2) 自転車通学
 - ①使用するヘルメットは「SGマーク、JCFマーク、JISマーク」などの安全基準を満たしていること。
 - ②傘差し運転、ながら運転、右側通行などの危険な運転はしない。
- (3) バイク通学
 - ①原動機付自転車免許取得は、バイク通学生のみとし、通学時のみ使用する。ただし、校外活動等に参加する目的で使用する必要がある場合は、保護者及び学校に相談する。
 - ②安全基準を満たした、フルフェイスヘルメットを正しく着用する。
 - ③原動機付自転車規格で、クラッチ操作の必要が無いものを使用する。
- (4) 自動車免許取得
 - ①3年生第2回定期考査以降、本校が実施する説明会に保護者同伴で参加し、許可を受ける。

4 校則について

- (1) 校則見直し等の取組を毎年実施し、現行版を学校ホームページに公開する。
 - (2) 内容の検討については、生徒、保護者を含む検討委員会で諮り、職員会議で決定する。
- 令和3年4月一部改訂 令和4年4月一部改訂 令和5年4月一部改定 令和6年4月部改定
令和7年4月一部改定 令和8年4月一部改訂